

物 件 明 細

物件番号	所在地 (住居表示)	高槻市富田町一丁目107番3外3筆の一部 (高槻市富田町一丁目15番11付近)	地目	宅地	交通 機関	JR京都線 摂津富田駅 南西 約300m	最 低 使用料 (年額)	4,450,800円/年						
1														
土地の概要					特記事項									
面積	使用許可対象面積				684.86 m ²									
接面道路 の状況	西側:府道・幅員約6.0~11.0m・舗装有・高低差有 南側:市道・幅員約4.6~6.5m・舗装有・高低差無 東側:市管理道路・幅員約4.0m・舗装有・高低差無				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。プレハブ等の簡易構造物の設置や第三者への転貸・譲渡はできません。</p> <p>2 対象地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び大阪府高槻警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府茨木土木事務所と協議してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 大阪府高槻警察署 交通課 電話 072-672-1234(代)</p> <p>3 対象地付近の電柱及び電線等の移設又は撤去はできません。</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、高槻市と協議してください。 (お問い合わせ先) 高槻市都市創造部下水河川企画課 電話 072-674-7432(代)</p> <p>5 電気の引込みについては、大阪府茨木土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て使用者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府茨木土木事務所 管理課 電話 072-627-1121(代) 関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 電話 0800-777-3081</p> <p>6 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て使用者の負担となります。</p>									
法令に 基づく 制限	都市計画法									市街化区域内				
	用途地域									近隣商業地域及び商業地域				
	地域地区									近隣商業地域(準防火地域)商業地域(防火地域)				
	建ぺい率									80%		容積率		300%~400%
その他 の 法令等	・都市計画法(都市計画道路富田奈佐原線区域内)													
その他条件	・火気厳禁													
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号										
		対象地周辺	対象地内											
	公営 水道	本管	引込管	高槻市水道部給水収納課 072-674-7945										
		有	無											
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電株式会社コンタクトセンター 0800-777-3081										
		有	無											
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141											
	有	無												
公共 下水道	本管	引込管	高槻市都市創造部下水河川企画課 072-674-7432(代)											
	有	無												

(裏面へつづく)

特記事項

- 7 対象地は、過去の公募により落札された現使用者がいます。現使用期間は最長で令和8年3月31日までとなっておりますので、本公募による使用開始日は令和8年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現使用者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、使用開始日までにあらかじめ現使用者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現使用者と本公募により決定された使用者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 8 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は全て使用者において行ってください。
- 9 対象地外の府所有地(管理フェンスの周辺など)についても、対象地と併せて良好な管理を行ってください。また、敷地内西側溝については定期的に清掃を行い、隣接する府道に落水しないようにしてください。対象地外の府所有地の損傷等について、対象地の使用に起因する場合、使用者に復旧を求めることがあります。

(2) 平面図・丈量図(物件番号:第1号)

